

第3次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画

1 目的

鎌倉市では、平成16年12月にまちの美観及び良好な都市景観を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を策定しました。

この条例に基づき、市及び各関係機関(県、警察、東京電力、NTT、公共交通機関、その他落書き被害の対象となりやすい自動販売機事業者等主要施設管理者)並びに市民等(市民、自治会・町内会、商店会等)が協働して落書きのない快適な生活環境を実現するため、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、それぞれの実施主体の役割を定め具体的な事業を推進してきました。

策定にあたっては、第2次鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を基に、関連条例や関連行動計画とも連動性をもたせ、市及び各関係機関並びに市民等が協働して、落書きのないまちづくりの推進に取り組んでいきます。

なお、神奈川県屋外広告物条例に規定のある、違反屋外広告物以外の貼り紙についても落書きと同様に取り組みます。

2 計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

3 目標ごとの基本的施策及びその具体的事業

目標(1)落書きされにくい環境づくり

【基本的施策ア】 鎌倉市内の落書きデータの集積と活用システムの構築

実施主体	具体的事業
市	平成24年度から27年度の市と市民ボランティア団体の協働事業による落書きデータに基づき、市内全域で引続き落書き防止の取組みを行います。
市民等	(ア) 落書き被害にあった箇所及び発見日時を、毎月、自治会・町内会・商店会に送付し広報することにより、情報の共有化を図り、関心を高めます。 (イ) 落書きから地域を守るため、被害にあった箇所及び発見日時等の情報を共有し、早期発見、早期通報、早期除去の体制づくりを目指します。

【基本的施策イ】施設管理者の体制の整備

実施主体	具体的事業
市	(ア) 市内全域の落書き防止パトロールを実施します。 (イ) 市の建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するように努めます。 (ウ) 関係機関に落書きされにくい素材等について情報を提供します。
関係機関	建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。

【基本的施策ウ】広報・啓発の充実

実施主体	具体的事業
市	<p>(ア) 落書きのないまちづくり行動計画及び落書き対応マニュアルを、市民・関係者に周知啓発するよう努めます。</p> <p>(イ) 落書き防止の広報・啓発のため、広報かまくら、ホームページ等を積極的に活用します。</p> <p>(ウ) 落書き防止についてのシンポジウムを開催します。</p> <p>(エ) ボランティア団体等と連携して、小中学校・高校等へ落書き防止についての体験学習を実施します。</p> <p>(オ) 繰り返し落書きが行われる場所に、注意喚起等を表示したポスター等の掲示を行い、落書き防止に努めます。</p>

目標(2)落書きに気づく体制づくり

【基本的施策ア】市と地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的事業
市	<p>市職員は落書きを発見したら、速やかに、環境保全課に連絡するよう努めます。引続き、まち美化推進員※1、屋外広告物除却協力員※2、路上喫煙防止監視員※3、防犯アドバイザー※4、自治・町内会、ボランティア団体等との連携・協力体制を強化します。</p> <p>※1 まち美化に関する調査や啓発をするために市長が委嘱した市民協力員（環境保全課）</p> <p>※2 電柱等に貼られた違反屋外広告物を除去するなど景観を守るために市長が委嘱した市民協力員（都市景観課）</p> <p>※3 路上喫煙防止に関する指導や周知及び啓発するために市が委託している監視員（環境保全課）</p> <p>※4 安全安心なまちづくりのため地域巡回をおこなっている嘱託員（市民安全課）</p>
市民等	<p>まち美化推進員、屋外広告物除却協力員、路上喫煙防止指導員、自治・町内会、ボランティア団体等が連携して落書きの発見・通報に努めます。</p>

【基本的施策イ】施設管理者等の意識づくり

実施主体	具体的事業
市	<p>(ア) 落書き対応マニュアルを活用し早期発見・通報・消去について意識の向上に努めます。</p> <p>(イ) 市職員に庁内広報で落書きについて周知を行い、職員それぞれの意識の向上に努めます。</p>
関係機関	<p>各施設において、落書き対応マニュアルを活用し、落書き防止に取り組めます。</p>

目標(3)落書きされたらすぐに消す体制づくり

【基本的施策ア】施設管理者の体制の整備(再掲)

実施主体	具体的事業
市	市施設への落書きの迅速な消去に努めるとともに、施設管理者や市民に対し、落書きの迅速な消去活動を促します。更に市は、後日消去されたことの確認をします。
関係機関	施設管理者は施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。
市民等	自己所有(管理)施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときには速やかに消去します。

※人権侵害や差別に関する落書きを発見したときは、消さずにすぐ市へ連絡してください。

【基本的施策イ】市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

実施主体	具体的事業
市	(ア) 関係機関や庁内関係各課と情報の共有化を図ることにより、落書きに対する関心を高め迅速な対応が出来るよう努めます。 (イ) 関係機関との連絡調整を図り新たな担い手の広がりをはかる取組みを進めます。 (ウ) 落書きについて警察への告発、被害届の提出を促します。 (エ) 落書きボランティアの活動を支援するとともに地域の状況に応じた落書きの取組みを呼びかけます。 (オ) 落書き防止についてのシンポジウムを開催します。
関係機関	(ア) 落書きの被害については、積極的に警察への被害届提出に努めます。 (イ) 市主催の連絡調整の場に参加します。
市民等	(ア) 落書き被害について警察への被害届を提出するよう努めます。 (イ) 地域における落書き消去活動に積極的に参加します。

【基本的施策ウ】円滑な発見通報体制の構築

実施主体	具体的事業
市	(ア) 広報かまくら・ホームページ等で落書き通報の窓口が環境保全課である事を周知します。 (イ) 落書きの迅速な消去活動を促し更に市は後日消去された事の確認をします。